

介護保険運営協議会	
第1回 (R7.8.21)	資料2-2

令和7年度 地域包括支援センター事業実施計画

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 地域包括支援センターの人員体制 | P 1 |
| 2. 各センターの年間事業実施計画書 | P 2～P 4 4 |

地域包括支援センターの人員体制

令和7年度4月1日現在

(単位:人)

地域包括支援センター名	包括的支援事業										指定介護予防支援等									
	保健師		社会福祉士		主任ケアマネジャー		合計	ケアマネジャー		社会福祉士、高齢者保健福祉に 関する相談業務 等に3年以上従 事した社会福祉 士主事		保健師		看護師		その他 事務職員等				
	保健師	保健師に準 ずる者(注)	社会福祉士	社会福祉士 に準ずる者	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤				
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤				
地域包括支援センターかこがわ	1	2	3		3	9	2	1	1		3	1								
地域包括支援センターのぐち		1	2		2	5	5													
地域包括支援センターひらおか	2	1	2		2	7	6													
地域包括支援センターかこがわ南		2	2		2	6	3		2					1						
地域包括支援センターかこがわ北		2	2		2	6	4		1							1				
地域包括支援センターかこがわ西		3	3		2	8	1	4												
合 計	3	11	14	0	13	41	21	5	4	0	1	0	3	2	1	1				

(注)保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師は含まない。)

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和7年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかこがわ	事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	〒675-0066 加古川市加古川町寺家町 57-1 電話：079-429-6510 (直通：代表) FAX：079-429-6514 (直通：代表)		
併設施設	鹿児の郷居宅介護支援事業所「かこがわ」		
センター長	[REDACTED]		
包括的支援事業の 管理者	[REDACTED]	指定介護予防 支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	携帯電話	対応者 担当職員

【職員体制】

包括的支援 事業	職 名	氏 名	資格取得日
	保健師または看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期集 中支援チーム員	[REDACTED]	—
指定介護予 防支援事業	(兼務)認知症地域支 援推進員	[REDACTED]	—
	資 格 名	氏 名	常勤換算
	介護支援専門員	[REDACTED]	1人
	//	[REDACTED]	1人
	//	[REDACTED]	0.88人
	保健師	[REDACTED]	1人
	看護師	[REDACTED]	1人
	//	[REDACTED]	1人
	//	[REDACTED]	1人
	//	[REDACTED]	0.69人
	社会福祉士	[REDACTED]	1人
	事務職員	[REDACTED]	1人

令和7年度 地域包括支援センター収支予算報告書					
		地域包括支援センターかこがわ			
科 目		予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘要
収 入	包括的支援事業委託料	45,379,000		-45379000	委託料
	収入 計(C)		0		
科 目		予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘要
支 出	事業費 計	93,215,000	0	-93215000	
	包括的事業人件費	38,200,000		-38200000	職員給与
	指定介護予防事業人件費	40,900,000		-40900000	介護支援専門員給与
	福利厚生費	150,000		-150000	職員検診代等
	会議費	5,000		-5000	研修会飲み物代
	旅費	10,000		-10000	研修交通費
	通信運搬費	2,300,000		-2300000	電話代、携帯代、切手代等
	消耗品費	200,000		-200000	コピー用紙、事務用品他
	印刷製本費	350,000		-350000	コピー代、名刺印刷代
	燃料費	150,000		-150000	ガソリン代
	委託費	10,950,000		-10950000	予防プラン外部委託費
	管理費 計	4,164,000	0	-4164000	
	什器備品費	200,000		-200000	パソコン代等
	修繕費	500,000		-500000	設備、自転車修理代
	光熱水費	700,000		-700000	電気、水道代等
	使用料、賃借料	1,750,000		-1750000	駐車場代等
	保険料	350,000		-350000	車両任意保険、自賠責保険等
	租税公課	50,000		-50000	重量税、印紙代等
	雑費	614,000		-614000	設備保守費用他
	その他			0	
	支出 計(D)	97,379,000	0	-97379000	
差引収支(C-D)		0	0	0	

【基本方針】

【総合相談・権利擁護】

- ・地域の高齢者が、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していく事ができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の関係機関及び制度の利用に繋げる等の総合相談支援業務を実施する。
- ・困難な状況にある高齢者が地域において、安心して尊厳のある生活を送る事ができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者虐待への対応、困難事例への対応、成年後見制度の活用促進、消費者被害の防止等に取り組み、高齢者の生活の維持に努める。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

【在宅医療・介護連携】

- ・在宅医療・介護ニーズの高い高齢者や認知症高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける事ができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業者等の関係者、行政の担当窓口等との連携に努め、市や関係団体と協働する。

【生活支援体制整備】

- ・生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置されたささえあい協議会、それを運営する社会福祉協議会（以下「社協」という。）、生活支援コーディネーターと連携する。

【認知症総合支援】

- ・認知症高齢者やその家族が、住み慣れた地域で生活を継続するために、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行う。

【地域ケア会議】

- ・地域ケア会議を通して、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援や、医療・介護の専門職、地域の支援者等多職種による地域ネットワークを構築し、個別ケースの支援及び地域課題を把握する。

【一般介護予防事業】

- ・地域の高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てる事なく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人との繋がりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、生涯現役の地域づくりを目指した介護予防推進の啓発に努める。

【家族介護支援】

- ・現在介護をしている、また介護をする予定のある者、介護や介護予防に関心のある者を対象に、介護者のつどい「介護ほっとカフェ」を開催し、認知症への理解や介護者の負担軽減とリフレッシュを図るとともにより良い介護が継続して行えるように努める。

【予防給付】

- ・サービス・活動事業における要支援者や事業対象者に対して、利用者の意志及び人格を尊重し、心身の状況やその置かれている環境等を勘案し、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう、関係機関との連絡調整等を行う。また自立支援や重度化防止に資するケアマネジメントにあたり、利用者本人の日常生活の目標を明確にするとともに利用者本人の意欲を引き出し、自主的に取り組みが行えるよう支援する。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

- ・地域の総合相談窓口として、地域の社会資源（フォーマル・インフォーマルサービス）及び地域住民の実態の把握に努め、保健・福祉・介護等に関する相談を受け適切な助言支援を行い問題解決に取り組んでいく。解決にあたっては高齢者の権利擁護と自立支援の視点に立ち、地域におけるネットワークの活用や、必要に応じて地域ケア会議を開催し地域課題を各関係者と共有していく。
- ・地域包括支援センター（以下「包括」という。）の広報紙を 300 部発刊し、医療系（病院、医院、歯科医院、調剤薬局）、介護系（施設サービス、在宅サービス事業所）、地域団体（地域の代表者、公民館等）、教育機関、金融機関等に配布し、包括の活動内容や役割を知って頂くツールとして活用し、顔の見える関係性づくり・連携体制の強化に努める。また、ブログの周知から高齢者が ICT を活用する足掛かりになるよう、包括の取り組みと合わせて積極的に広報する。
- ・地域住民や各事業所に向けて、成年後見制度や消費者被害、高齢者虐待防止等の啓発活動を行っていく。成年後見制度については成年後見支援センターとの連携を密にし、協働して適切な制度に繋がられるよう努める。高齢者虐待については、在宅サービス事業所に対して包括合同及び各包括で「高齢者虐待防止出前講座」を行う。令和 6 年度より在宅サービス事業所、居宅介護支援事業所（以下「居宅」という。）において虐待防止委員会を設置する事等が義務化されているため、虐待の通報窓口の周知や出前講座を効果的に行う事で、顔の見える関係性づくりに努めたい。
- ・高齢者はもとより、障がい、子ども、生活困窮等複合的な課題や重層的な課題のある事例に対しても、ワンストップ窓口として横断的な対応に努める。
- ・令和 2 年度より氷丘公民館で開催している「出張あんしん相談会」を引き続き年 12 回実施する。（原則毎月第 4 木曜日 10：00～11：00）介護保険に関する事その他、地域での生活における困り事等、様々な相談に対応する。身近な氷丘公民館で相談会を開催する事により、相談窓口に行きづらい地域住民のニーズを早期発見、適切な支援にお繋ぎし、住み慣れた地域で自立した生活ができるように努めていく。高齢者本人だけでなく、家族、民生委員等幅広い住民を対象とし、誰でも気軽に相談できる窓口を目指していく。主たる担当者を主任介護支援専門員、社会福祉士とし、必要に応じて保健師・看護師による健康相談・脳の健康チェックを実施する。また氷丘地区担当の生活支援コーディネーターに協力依頼し、地域支援や生活支援体制の充実を図っていく。民生委員の定例会やサロン等でも継続して広報し、より地域に根差した相談窓口として活用してもらえよう努める。
- ・新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）が 5 類に移行したが、他の新興感染症が流行する可能性もあり、対策の一環として BCP 委員会を設置し、感染症及びまん延防止に関する指針を作成し、包括の機能が低下しないよう努める。また、テレワークは一時中断しているが、新興感染症の流行や災害時等にはテレワークを再開できる体制を整備する。
- ・コロナ等の感染拡大が発生した場合は、状況をみて参集型の活動をオンラインに切り替えて開催していく。高齢者の ICT 利活用に対する支援も引き続き求められ、ブログの発信からオンラインミーティングへの参加支援等、デジタルデバイドの解消とコロナ禍での繋がりがづくり、介護予防も意識して支援していきたい。
- ・虐待防止、ハラスメント防止、身体拘束廃止に関する委員会を設置し、権利擁護に対して正しい知識をもつとともに、事例検討や研修会を行う事で、利用者に対して適切な支援ができるように努める。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・地域包括ケアシステムを推進する上で、地域の介護支援専門員と相互の役割や専門性の理解を明確にし、より良い役割分担と連携が図れるよう、介護支援専門員の要望や実情に合わせた研修会を開催し、ケアマネジメント力の向上を図る。

- ・加古川町内の介護支援専門員に、年間を通して知識の向上やケアプラン作成時に必要な課題等をわかりやすく、また多様な連携支援を目指し、以下の研修会を予定している。
4月24日、加古川町内介護支援専門員・民生委員合同研修会
民生委員と介護支援専門員を対象に「独居で身寄りのない方への支援について」をテーマとし、成年後見支援センターより講師を招いて講義を受け、事例を基に制度への繋ぎ方を学び、グループワークで意見交換を行う予定。
- 6月26日、加古川町内介護支援専門員研修会
令和6年度に続き、男女共同参画センターより「コミュニケーションについて」講義して頂き、意見交換する事を通して理解を深めていく。
- 8月28日、加古川町内介護支援専門員研修会
障がいサービスと介護保険利用の方への支援について、障がい者支援課・グループホーム・就労支援事業所等より講師を招き、学ぶ予定。
- 10月23日、加古川町内多職種連携研修会
「生活困窮者への支援について」生活福祉課より講師を招き、制度への理解を深めるとともに、多職種が有機的な連携を図れるように顔の見える関係づくりの場となるよう企画する。
- 12月25日、加古川町内介護支援専門員研修会
「独居で身寄りがなく、生活に困窮されている方への支援」をテーマに梅谷事務所（法務・会計）より講師を招き、成年後見制度に繋いだ事例を基に講義して頂く予定。
- ・令和6年4月の介護保険制度改正に伴い、介護予防支援の直接契約や、総合事業の改定等、事業所によって解釈の違いや齟齬が生じている状況が散見されているため、行政や他の包括とも確認しながら正しい情報提供をし、適切なケアマネジメントが行われるように支援していく。
- ・6包括合同研修会については、6月「加古川市の総合事業について」、11月「介護支援専門員交流会」、2月「医療・介護連携について」をテーマにして行う見通し。
- ・基本的には対面で研修会を行い、関係性づくりに必要な顔の見える交流や課題の共有等を予定しているが、状況に応じてオンライン研修会の開催に移行できるよう準備しておく。また、ICTを活用した参加申し込みやアンケートを実施し、ICTに不慣れな介護支援専門員にも活用頂けるように支援していく。
- ・一人所属の介護支援専門員や、新人の介護支援専門員が多いという居宅介護支援事業所の実情を踏まえ、ケアプランの作成や困難事例等の助言・相談を行い、介護支援専門員のアセスメント力の向上等の後方支援に努める。
- ・介護支援専門員協会加古川支部と6包括による共通の課題について情報共有、連携を図り、ネットワークづくりの促進に努める。

【在宅医療・介護連携の推進】

- ・市や医師会等関係団体が実施する会議や研修会等に参画し、地域の医療・介護サービス等の社会資源の把握、在宅医療、在宅介護の提供体制の構築に努める。
- ・ACPシートを活用し、在宅療養生活を送る上で地域住民が大事にしている意向をタイミング良く聞き取りし、各関係機関と情報を共有するとともに医療・介護連携の橋渡しができるよう努めていく。
- ・地域のふれあいサロンの会場等にて、ACPについて講話予定。包括が出務しているほとんどのサロンで講話を実施してきたが、繰り返し必要性を伝えていくためにも、2回目以降の開催も打診していきたいと考える。
- ・介護者の方を対象に12月12日の介護者のつどいにてACPの講座を開催予定。
- ・地域の方に、よりACPを分かりやすく、馴染みやすく理解頂けるよう、「ACP川柳」「人生会議小唄」を実施する。現在11番まで作成しているが、集まってくる川柳の文言等に合わせて作成を継続しつつ、対象者に合う方法で活用していく。令和7年度も看護師や社会福祉士の実習受け入れも予定されていることから、将来を担う専門職に対しての普及啓発にも引き続き取り組んでいく。

- ・ACPに関する講話を実施した対象者に対して、関心度や現状、今後について、人生会議小唄の感想等アンケートを行い、質的検証を継続して行う事で、今後の普及啓発活動に活かしていく。
- ・播磨薬剤師会加古川町担当者とエリア内の課題について共有し、必要時は地域ケア個別会議や多職種連携研修会等に参加頂き、ネットワークづくりに努める。
- ・地域サロン等において、加古川町内の薬剤師等に講師を依頼し、地域住民と気軽に相談できる場づくりを行う。

11月17日 グループ80 日本調剤加古川薬局

12月15日 ネオハイツ遊々サロン つつじ薬局良野店

【生活体制整備の推進】

- ・地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等になる事の予防又は軽減、悪化防止に関わる体制づくりや、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくために、市や社協、生活支援コーディネーターと協力し、ささえあい協議会に参画するとともに、町内会・民生委員・老人会・ボランティア団体・NPO法人・民間企業・協同組合・介護事業所等の関係者との連携に努める。
- ・地域の社会資源の把握を行うとともに、ささえあい協議会等と連携して地域課題から新たな社会資源の必要性について検討し、フォーマル・インフォーマルサポートをケアミックスさせた上で重層的なネットワークの構築が図れるように努める。また社協との連携を密にしながら地域団体の集会や「ささえあい会議」に参加し、地域課題を吸い上げる事から地域ネットワーク会議の開催に繋げていくとともに、地域団体へ地域包括ケアシステムの構築に向けた動機づけや住民同士の互助を促していく。
- ・ささえあい協議会から顔の見える関係性を構築し、地域づくりについて参加メンバー全員が合意形成の上で協働できるように生活支援コーディネーターと連携を図る。氷丘地区では、年度末に開催した氷丘ささえあい研修会より、世代間交流の充実等、地域住民の想いを活動に繋げていけるよう協議会で検討していく予定。加古川地区では、高齢者が地域で困った時に活用できる生活支援の仕組みづくりや、ほほえみスペースのあり方等について協議していく予定。
- ・インテーク等から相談内容や傾向等を分析できる仕組みを構築し、地域の見守りや困り事を把握した上で、協議会で検討できるよう投げかけていきたい。

【認知症総合支援】

- ・認知症の早期発見、早期受診、早期ケア体制を実現するため、相談時やサロン等において、脳の健康チェックを実施する等、認知症の疑いのある人についてかかりつけ医や認知症相談医への受診を勧める。
- ・加古川市内にお住まいで、介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に、年に12回加古川市総合福祉会館で認知症予防教室「オレンジサロン」を開催する。認知症の予防対策を入り口に、早期発見、認知症の人への対応等幅広い内容を提供し普及啓発を行うとともに、通いの場の一つになるよう支援する。

4月10日 介護保険のこと いろいろ聞いてみよう！

5月8日 耳の健康と認知症予防

6月12日 熱中症対策を学ぼう！

7月10日 歌を唄いながら脳トレもやってみよう！

8月7日 腰・膝のこと、理学療法士に聞いてみよう！

9月11日 第3回もしバナゲームで今後の人生を考えてみよう！

10月9日 食生活のコツと健康体操で脳を活性化させよう！

11月13日 手を使ってクラフトでモノづくり！楽しもう！

12月4日 デイサービスのリハビリを体験してみよう！

1月8日 骨密度は大丈夫？骨の健康を考えよう！

2 月 12 日 相続や終活について学ぼう！

3 月 12 日 認知症を楽しく学ぼう！

- ・保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状悪化防止のための支援、また認知症の疑いのある利用者に対する総合的な支援を行うため、認知症初期集中支援チーム員と認知症地域支援推進員が連携を図りながら課題解決に努める。
- ・加古川町内の在宅サービス事業所や地域住民等に向けて、加古川市の認知症施策や認知症地域支援推進員の役割について研修会を年2回以上開催して周知するとともに、顔の見える関係性をつくり、ネットワークの構築へと展開する事を図る。また、認知症が課題となる困難事例については認知症地域支援推進員や地域ケア検討会議のメンバーを中心に地域ケア個別会議を開催し、地域の中で課題解決できるように努める。さらに加古川市が設置する認知症初期集中支援チームが開催するチーム員会議に出席するとともに同チームとの連携を図る。また、医療と介護の連携に向けた認知症情報提供シートの活用や、認知症相談医等との連携体制の構築や正しい知識の普及啓発に努めたい。
- ・認知症の早期発見・早期診断の必要性を念頭に、認知症の普及啓発活動の一環として、認知症サポーター養成講座を加古川町で活動中のキャラバンメイトとともに、地域住民、企業、学校等を対象に発信していく。リーダー、サブリーダーは加古川町内の事業所のキャラバンメイトに担当して頂き、包括職員はサブリーダー・事務局として後方支援し、有機的な連携や幅広い活動に繋げていく。
- ・認知症サポーター養成講座については引き続き感染症予防にも留意しつつ、参加者の意向に沿った内容で開催する事とし、状況に合わせてオンラインでの開催も視野に入れる。
- ・加古川市認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業を通じ、日頃からの見守り活動の必要性や、認知症の人や家族が安心して生活できる地域づくりを意識し、各関係機関や警察、町内会や民生委員と連携を図る事ができるネットワークの構築へと展開する。見守りサービス等についても行政や企業と連携して周知に努め、活用して頂けるような体制づくりと支援を行っていききたい。

【地域ケア会議】

- ・課題解決に至らない事例においては、積極的に地域ケア個別会議を開催し、多職種や地域の方を交えて検討する事で課題の整理と分析を行い、支援体制の構築・強化を図る。さらにそこから得られる課題を抽出・分析していくとともに、地域包括ケア推進会議に参画し、新たな社会資源・政策の開発に繋げていくよう努める。地域住民、多職種、行政等と連携・協働する事で、誰もが安心して暮らす事のできる地域包括ケアシステムの構築を目指していく。
- ・自立支援マネジメント会議においては、加古川町内の介護支援専門員に目的や趣旨を周知・啓発し、利用者の自立を念頭に、介護支援専門員のスキルアップが図れるように努める。また、対象者が要支援者のみならず要介護者に拡大し、介護支援専門員の枠組みも小規模多機能型居宅介護が追加となったため、積極的に事例提供者が参加できるよう、また事後評価についても協働して行えるよう後方支援に努めていく。会議後に「振り返りシート」を使い助言を受けて取り組む項目と内容について検討し、会議後の支援や事後の評価が効果的に実施できるように努めている。令和7年度も包括かこがわ北と合同で実施予定。
- ・総合事業の見直しに向けて、「加古川市の自立」について引き続き協議し、専門職や地域住民の意識変容を促すための普及啓発活動として、自立支援マネジメント会議のあり方についても検討していく。

【一般介護予防事業】

- ・住民主体で開催しているいきいき百歳体操の会場に随時参加し、代表者・参加者の意見や思いを聞き、今後も継続できるように支援する。また、地域の中で通いの場を求めている地域住民がいた際には情報提供を行い、住民一人ひとりが主体的に参加できるよう個人と地域との繋がりを強化していく。
- ・介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、地域住民が主体となって実施するふれあいサ

ロン等介護予防事業において講習会・説明会の開催を側面的に支援し、地域住民の各種制度に対する理解と普及に努める。また年齢や心身の状況等によって分け隔てる事なく、住民主体の通いの場の充実が図れるよう地域の支え合い活動の中で、市や社協と連携を図りながら、参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう地域力の向上を図る。さらに専門職等の関与を促進し、自立支援に向けた地域における介護予防の取り組みを強化していく。

- ・多死社会到来の課題に対して、またコロナ禍における突然のリビングウィルの選択等、講習会等の機会を活用し、年齢や介護度に関わらずACPについて地域住民と考える機会を設けていく。
- ・通いの場の不在地域においては、個別の課題から地域の課題、高齢者支援のプロセスや解決の方法等を蓄積し、個人や地域に対して予防的な働きかけや、通いの場の立ち上げ支援を行っていくように努める。
- ・前年度のサロン代表者交流会において、後継者不足や新規参加者がいない事等が共通の課題としてあがっており、今年度はその課題について具体的な提案をお示しできるように、市よりICTを活用した地域のつどい場の案内や、今後介護サービスに置き換わる場としての地域のつどい場の必要性、運営を支える施策等について講話して頂き、更なる活動に繋げる事が出来るような交流会を企画する。

【家族介護支援】

- ・現在介護している方や介護経験者、介護に興味のある方等幅広い方を対象に年に12回介護者のつどい「介護ほっとカフェ」を実施する。介護相談や介護者同士の話し合いを行う事で気持ちを整理し、介護を前向きに捉えられるように支援する。また参加者相互に心理的な支え合いができるような仕組みづくりを行う。
- ・参加者が関心のあるトピックスを提供できるよう、講師を招く等して介護に関する知識や技術を習得して頂けるように努めるとともに、介護や生活に関する情報や留意点等の啓発、リフレッシュ活動等を盛り込みながら介護者の負担軽減や気分転換に繋がるよう支援する。
- ・公民館やかこむ等にチラシを配布し、神戸新聞や広報かこがわに案内を掲載し、ニーズがある方に包括職員等が直接周知する等、幅広く啓発する事で新たな参加者を募り、参加者の定着を図るとともに、誰でも参加しやすい会が継続できるよう努めていく。

4月11日 福祉用具に触れてみよう

5月9日 認知症予防について

6月13日 お口の健康について

7月11日 熱中症対策について

8月8日 介護保険制度について知ろう♪

9月12日 定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは？

10月未定 リフレッシュバス旅行

11月14日 成年後見制度について知ろう♪

12月12日 ACPについて

1月9日 感染症予防について

2月13日 運動療法について

3月13日 消費者被害に備えましょう！

【予防給付】

- ・公正・中立な情報提供を行うとともに、介護保険の理念に基づき適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務ができるよう、フォーマルサービスだけでなく、インフォーマルサービスの情報提供も視野に入れ、対応していけるように努める。
- ・独居世帯・高齢者世帯の増加、身内が不在または遠方等の世帯が増加傾向にある事から、相談時等を契機にACPシートを活用し、本人の意向の聞き取り、家族や専門職等との共有ツールとして支援し、ケアプランにも反映できるよう努めていく。
- ・高齢者人口の増加や介護保険事業者数の増加、また同一町内に加古川中央市民病院を抱える

地域特性から新規利用者の増大により病院からの急な退院調整や区分変更等の相談が増加している。今後も尚一層インテークを確実にし、三職間の情報共有を密にし、利用者にとって効率よく且つ柔軟に即応できるよう努める。

- ・65歳を迎え障がい福祉サービスから介護保険への移行事例の増加に伴い、加古川市障がい者基幹相談支援センターや障がいサービスの相談支援員とも事前に介護保険の説明のための同行訪問等を行って連携を図り、サービス支給量・内容の違いを十分把握し、自立への意欲、生活の継続性が保持・増進できるように努める。
- ・コロナが5類に移行したが、今後も必要に応じてコロナ等の感染症拡大防止のため、利用者やその家族の意向を確認し、サービス担当者会議、モニタリング訪問、暫定利用時の同行訪問等の方法について、オンライン会議に置き換える等、柔軟に対応できるよう工夫をしていく。また、利用者や家族がコロナや感染症を発症した場合も同様に、必要に応じて健康福祉事務所や市とも連携し、訪問サービスへの切り替えや配食サービスの追加、他のサービスの代替を速やかに行い、心身機能の低下をきたさないように努めていく。
- ・コロナや感染症等への不安から起こるフレイル状態について、阻害因子のアセスメントを行い、予後予測を行った上でサービスに繋ぎ、重度化防止に努める。
- ・本人・家族の意向を聞き取りし、地域の実情を踏まえ、災害対策や避難方法等の話し合いも徐々に勧め、またケアプランに反映できるよう啓発に努める。
- ・本人の「本来の自分らしさを取り戻したい」という思いが原動力になるため、思いを汲み取ったアセスメントを行い、改善・維持に繋げていく。
- ・多様な支援の組み合わせを考え、サービス利用卒業後のセルフマネジメントを意識した元の生活に戻る為の視点も持ち、支援を行っていく。
- ・居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受け、直接契約できる事でお互いに業務負担の軽減を図るとともに、介護支援専門員の専門性を活かし、利用者のスムーズなサービス利用に繋がるように、事業所等と連携して仕組みづくりを行っていく。
- ・令和6年度より、介護支援専門員の法定研修に適切なケアマネジメント手法の内容が追加されており、包括としても、生活の将来予測や各職種の視点や知見に基づいた根拠のある支援の組み立てを行う事ができるように、介護予防支援を行っていく。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和7年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターのぐち	事業開始年月日	H21.4.1
所在地	加古川市野口町水足 107-1 電話：426-8218 (直通) FAX：426-8219 (直通)		
併設施設	特別養護老人ホーム万亀園		
センター長	[REDACTED]		
包括的支援事業の 管理者	[REDACTED]	指定介護予防 支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	426-8200 (万亀園)	対応者 電話転送先

【職員体制】

包括的支援 事業	職 名	氏 名	資格取得日
	看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期集中 支援チーム員	[REDACTED]	—
	(兼務)認知症地域支援 推進員	[REDACTED]	—
指定介護予 防支援事業	資 格 名	氏 名	常勤換算
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1

令和7年度 地域包括支援センター収支予算報告書					
		地域包括支援センターのぐち			
科 目		予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘要
収 入	包括的支援事業委託料	34,529,000		-34,529,000	委託料
	収入 計(C)		0		
科 目		予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘要
支 出	事業費 計	64,364,000	0	-64,364,000	
	包括的事業人件費	31,000,000		-31,000,000	主任介護支援専門員・看護師・社会福祉士各2名
	指定介護予防事業人件費	22,500,000		-22,500,000	介護支援専門員常勤5名 計5名
	福利厚生費	70,000		-70,000	職員検診等
	会議費	10,000		-10,000	研修会飲み物代
	旅費	110,000		-110,000	研修等交通費
	通信運搬費	900,000		-900,000	電話代、携帯代、切手代等
	消耗品費	307,000		-307,000	コピー用紙、事務用品 他
	印刷製本費	247,000		-247,000	コピー代、名刺印刷代
	燃料費	220,000		-220,000	ガソリン代
	委託費	9,000,000		-9,000,000	予防プラン外部委託費
	管理費 計	3,316,000	0	-3,316,000	
	什器備品費	0		0	
	修繕費	44,000		-44,000	自転車修理代
	光熱水費	900,000		-900,000	電気代、水道代
	使用料、賃借料	2,310,000		-2,310,000	システムリース代、車両リース代等
	保険料	16,000		-16,000	施設事故賠償責任保険、建物保険
	租税公課	21,000		-21,000	車検、重量税、印紙代等
	雑費	25,000		-25,000	手指消毒液
	その他			0	
	支出 計(D)	67,680,000	0	-67,680,000	
差引収支(C-D)		0	0	67,680,000	

【基本方針】

1. 地域の総合相談・支援の窓口として、利用者からだけでなく、地域からの相談についても円滑に受けられるよう、関係者間のネットワーク構築を図る
2. 加古川市の地域包括ケアシステム構築に向けて、在宅医療・介護連携に関する各種会議への参画、生活支援体制整備の為に協議体への参画と生活支援コーディネーターへの協力、各地域ケア会議の運営や参加を行う
3. 認知症になっても安心して地域で生活できるよう、認知症の方やその家族を支える取組をはじめ、地域住民や関係機関へ認知症に関する普及・啓発等を行う事により、認知症総合支援の推進を図る
4. 高齢者やその家族等からの個別支援、地域活動支援等のすべてについて、感染予防対策を徹底したうえで対応する
5. 高齢者やその家族が抱える課題について、地域包括支援センター（以下「包括」という。）として他分野に渡った支援が行えるよう関係機関と連携・協力が出来る体制構築を目指す

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

- ・地域の総合相談/支援の窓口として、保健・福祉・介護等に関する相談を受け、適切な助言・支援を行い、相談者等の強みを活かし、生活課題の解消に向け支援する。
- ・相談を受けた際は、緊急性について三職種で検討を行う。状況に応じ市及び関係機関と連携を図り、迅速に対応する。
- ・相談者が置かれている状況に応じて、訪問や電話、来所等、相談方法について配慮する。
- ・昨年度に引き続き、より身近で相談しやすい窓口として「介護・福祉なんでも相談」を、高齢者の生活に直結した買物の場である商業施設内(マックスバリュ水足店・野口店)にて開催する。

<権利擁護>

(成年後見制度の活用・促進)

- ・地域のサロン等への参加により、成年後見制度についてわかりやすい説明を行う機会を持つ。
- ・成年後見制度の利用が必要なケースで適切な申立者がいない場合は、早期に市に状況を報告、市長申し立てについて検討する。
- ・緊急性等のあるケースを精査した上で、相談者にとっての利益を最優先し、繋ぎ先を選定していく。
- ・多面的な視点から検討するためにも、成年後見支援センターと連携し、専門相談を活用することにより、地域住民にとって最善の利益に繋がるような支援体制を構築する。

(高齢者虐待への対応)

- ・民生委員や近隣住民、サービス事業所等、地域のネットワークを積極的に活用し、高齢者虐待の早期発見に努める。
- ・通報/相談を受けた場合は、加古川市高齢者虐待防止マニュアルに従い、関係者から情報収集と事実確認を行ない、当日中に緊急性の判断を行う。
- ・生命または身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる時は市と連携を図り、居所への立ち入り調査や質問を行なう。
- ・認知症等で意思疎通が困難で、かつ本人を代理する家族がいない場合など、保護の必要性があり老人福祉法に基づく措置が必要であると判断した場合は、市と連携を図り、必要な支援を検討する。
- ・虐待認定されたケースについて、必要に応じ、関係機関を招集して支援方針や役割分担を検討するケース会議を開催する。
- ・三職種で加古川市高齢者虐待防止マニュアルを確認、迅速かつ的確な対応が行えるようにする。
- ・加古川市社会福祉士主催で虐待対応研修を開催する事で、三職種が虐待対応出来るよう知識の向上を目指す。

(困難事例への対応)

- ・8050 問題や複合的な問題を抱えるケースなど、困難事例への対応については、3 職種が情報を共有し、支援の方向性を統一する。支援においては対象者の強みと他機関の機能や役割を活かしながら、関係機関と連携を図り、生活課題の解決に向け協働する。
- ・地域住民、民生委員、その他関係機関に協力を依頼、地域ケア会議を活用し、生活課題の解決に向け、支援計画を策定する。
- ・高齢者だけでなく、その家族が抱える課題に応じて、障がい者相談機関や生活困窮・引きこもり相談窓口など、他分野機関と連携・協力を図る。

(消費者被害の防止)

- ・未然に防止するため、加古川市消費生活センター等で最新の情報を収集し、地域住民等に情報提供する。
- ・特殊詐欺被害に遭うおそれが認められる高齢者について、加古川警察との協定に基づき情報交換や必要な支援を行い被害防止に努める。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・医療、地域と介護支援専門員のネットワーク構築を目的として、研修の開催や、事業所・ケアマネ等に関連する機関・団体へ積極的な働き掛けを行う。
- ・介護支援専門員の相談窓口としての広報と、相談しやすい関係づくりを目的として、居宅介護支援事業所の巡回相談を行う。
- ・介護支援専門員からの相談を受け、地域ケア個別会議を開催する中で、ケアマネ支援を行うと同時に、地域課題抽出に繋がられるよう、関係機関と連携を図る。また自立支援型地域ケア会議を通して、介護支援専門員の自立支援の意識向上とケアマネジメントのスキルアップを目指し、地域ケアシステムの構築を図る。
- ・研修会や会議等を通し、障がい者基幹相談支援センターとの情報交換や課題の共有化を図り連携を深める。
- ・介護支援専門員のスキルアップや顔が見える関係づくりを目的として、エリア研修年6回「気づきの事例検討会」を開催する。6 包括合同研修会として、上半期は総合事業のしくみ、昨年の介護保険制度改正を受けてケアマネジャーからのさらなる疑問や質問に行政から回答いただく研修を実施予定。下半期は「介護医療連携」を今年度もテーマとし研修会を検討し実施し、同じく昨年から引き続き「ケアマネ交流会」も計画する。業務多忙のケアマネジャーのメンタルヘルスケアやケアマネ同士の顔が見える関係作りに着目した研修内容を企画・実施する。

【在宅医療・介護連携】

- ・在宅医療・介護連携に関する地域の医療・介護関係者による会議や研修会などに積極的に参加し、ネットワークを構築する。
- ・医療・介護の円滑な連携の為に、在宅医療・介護連携支援センターをはじめ、地域のケアマネジャーやサービス事業所と連携時の課題について共有し、入退院時のスムーズな支援を行う。
- ・加古川中央市民病院との連携会議に参加し、情報交換、課題の共有を図る。
- ・加古川市健康福祉事務所との連携を図り、認知症や精神疾患、難病の高齢者や家族支援における支援の協力を図る。

【生活支援体制整備】

- ・生活支援コーディネーターや地域住民と協力し、地域課題の把握や住民同士の支え合いの仕組み作りの支援を行う。
- ・担当圏域内のささえあい協議会（野口公民館エリアささえあい協議会、野口北公民館ささえあい協議会）に参画し、関係団体との連携に努める。参画に当たっては、地域の持つ力が十分活用され、地域住民同士が主体的に支え合うシステム作りの構築に繋がるよう支援する。

- ・野口公民館エリアささえあい協議会では、「地域の強み」を意識し、住民主体で取り組む内容の検討ができるよう、生活支援コーディネーターや市役所と協働し、検討を進める。
- ・野口北エリアささえあい協議会では、今年度は地域住民が主体として助け合って取り組める地域活動の場が定着できるよう働きかける。また、今年度の協議会では、「木になる輪」を体験し「見守り」啓発について検討していくこととなっている。

【認知症総合支援】

- ・認知症相談センターとして、本人、家族や関係機関からの相談に応じると共に、本人の望む生活が実現できるよう、地域等と連携、協力を行う。
- ・中学生、一般向けに「認知症サポーター養成講座」を開催する。また小学生向けの「認知症サポーター養成講座」が開催できるようエリア内の小学校に働きかけを行う。
- ・認知症初期集中支援チームとして、医療受診ができていない、サービスに繋がらない等の初期の認知症高齢者等に対する支援を行う。また、医師や行政と連携しチーム員会議を行う。今後はさらに増大すると予測される認知症高齢者に対応するため、包括ごとに認知症初期集中支援チームを構成し、地域のニーズに対応するためのシステムの構築を市とともに目指す。
- ・医療機関に繋がり、確定診断を受けるまで、地域や関係者に向けて正しい知識の普及や、誰もが住みやすい地域づくりを推進するため啓発活動を行う。
- ・認知症地域支援推進員として、認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域向けに「認知症研修」を年2回実施し、認知症施策の啓発、疾病の理解や対応力を高めていく働きかけを行う。
- ・認知症地域支援推進員会議に参加し、担当圏域の状況等を意見交換することで、今後の加古川市としての認知症施策に反映させていく。行政や関係機関と連携を図りながら新しい認知症感を取り入れた認知症相談支援ガイドブック(ケアパス)の改訂に取り組む。認知症教室の継続にあたり講師調整や当日の相談対応を行う。包括職員向けにMC I相談等のスキルアップを図るため認知症疾患医療センターとの勉強会を検討していく。
- ・認知症相談・連絡シートの更なる活用普及に努め、双方が必要な情報を共有し、医療・介護サービスが円滑に提供できるよう連携を図る。認知症相談医と包括、居宅介護支援事業所が円滑な連携が図れるよう認知症相談隣保会にも積極的に参加する。
- ・認知症見守りSOSネットワークや見守りタグについて、利用者やご家族、関係機関への普及・啓発に努める。
- ・総合相談業務を通し本人、家族の思いを把握し、社会資源の開発や市に施策提言出来るよう意識する。介護者支援として、個別のケースの介護相談を受ける中で、情報提供を行い、家族介護が継続できるよう支援する。
- ・認知症カフェ(オレンジカフェ)を毎月1回開催し、認知症とその家族の交流を図ることを目的に居場所作りを行う。開催日時や開催場所が今年度より変更になったことで、さらに周知活動に取り組んでいきたい。再開後はコロナ禍で顔を合わせて集える場の大切さを改めて感じ、今後も認知症の方にとって優しい地域作り・集いの場を目指す。ボランティアの方々には企画等にも積極的に取り組んで頂き主体性を深めていただく。

【地域ケア会議】

- ・困難事例について、地域住民、ケアマネジャーをはじめとする関係機関から利用者の支援に携わるメンバーを参集し、幅広くニーズをキャッチする。また、参集型の会議だけでなくWEBでの開催も併用するなど、必要性を優先し、調整を行う。
- ・個別課題解決を第一目的として、そのプロセスにおいて、近隣住民と専門職のネットワークを育む。
- ・個別ケースの成功体験を積み重ねて次のケースに活かしていけるようにする。
- ・必要に応じ、高齢分野だけでなく、幅広い専門職に参加・協力を依頼し、重層的支援につな

げられるよう、連携を強化する。

- ・地域サロンへの参加や、町内会長や民生委員との交流を通じて、地域からの意見を吸いあげ、地域ネットワーク会議を呼びかけ、地域課題の集約・分析を行う。
- ・地域ケア検討会議、地域包括ケア推進会議への参加を通じて、個別課題を集約していくことで地域課題を抽出し、資源開発に結び付けていく。
- ・ケアマネ支援を行う中で、困難事例等を把握しケアマネジャーに対し地域ケア個別会議の開催、参加を呼び掛ける。
- ・自立支援マネジメント会議を年間6回開催。個別課題の整理や地域課題の抽出、実践力の向上を図ると共に、ケアマネジャーとしての働きかけや取り組みについて、助言がプランに上手く活かされたか、振り返りの会を開催し、事例を通しケアマネジャーの資質向上を図る。また、地域課題を把握し利用者のニーズに適した多様な社会資源を活用できるよう支援する。

【一般介護予防事業】

- ・住民主体であるサロンやいきいき百歳体操の活動の場に訪問し、意見交換や情報提供を行い、継続のための支援を生活支援コーディネーターと共に行う。
- ・サロンに関わるボランティアの養成に向け、加古川市社会福祉協議会担当とボランティア活動の紹介の実施を行う。
- ・介護予防の活動やいきいき百歳体操などを住民が主体的に継続して取り組むことができるよう、活動を支援する。
- ・介護予防につながる勉強会に積極的に参加し、地域住民に健康づくりのための講座を開催し日常生活を支援する。
- ・関係機関や地域住民などと連携を行い、生活機能低下している高齢者の早期発見と対応に努める。

【家族介護支援】

- ・家族介護支援として、対象者の状況に合わせて「介護者のつどい」、「男性介護者のつどい」、「女性介護者のつどい」を定期的に開催する。
- ・介護者のつどいは、地域で現在介護をしている、また介護をする予定のある方、興味のある方を対象に開催。
- ・野口公民館の改修工事のため開催について再検討する。開催回数は年6回から3回と減少するが、1時間から1時間30分～2時間程度と時間を延長し参加者の様子を見ながら進めていく。センター職員や専門職からの情報提供や勉強会の時間と、介護相談、介護者同士の意見交換、気分転換などの内容を組み合わせて実施する。
- ・参加者の力を活用しながら、参加者同士の交流の場が持てるよう支援する。
- ・今年度の計画は以下の通り。

(介護者のつどい) 13時30分～15時30分

6月20日(金) 陵南公民館

10月17日(金) 陵南公民館

2月20日(金) 陵南公民館

(男性介護者のつどい) 13時30分～15時30分 陵南公民館で開催

男性介護者の方同士、「交流の場」、「情報交換の場」、「適切な介護知識・介護技術の習得についての講義の場」を提供する。2時間程度での実施とする。

5月22日(木) 陵南公民館

11月27日(木) 陵南公民館

(女性介護者のつどい) 万亀園の喫茶室 年2回 13時30分～15時(1時間から1時間半で予定)

7月24日(木) 万亀園:フリーストーク

1月22日(木) 万亀園:フリーストーク

女性介護者のつどいでは、「交流の場」、「対応について考える場」、「相談窓口の情報提供の場」を提供し仲間づくりを支援する。1時間程度での実施とするが、今後の参加人数で時間の延長を検討。

【予防給付】

- ・介護保険の要支援認定者が、住み慣れた地域で暮らし続けるため、心身や生活機能の状況、生活環境などを考慮し、適切なケアマネジメントを実施する。指定居宅介護支援事業所への委託の際には、指定介護予防業務が特定の事業所に偏ることなく中立・公平性が確保されるよう配慮する。
- ・居宅介護支援事業所への引き継ぎの際には、センター内で情報共有し、要介護認定者が引き継ぎ先の占有率の基準を超えず、中立・公平性が確保されるよう配慮する。
- ・要介護認定者の引継ぎの際にはセンター内で円滑な引継ぎが行えるよう、居宅介護支援事業所の空き状況を情報共有する。
- ・制度改正による介護予防支援の指定対象の拡大において、指定居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う上で、より一層の情報共有の強化、円滑な連携が行えるよう配慮する。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和7年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターひらおか	事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	加古川市平岡町高畑20-1 電話：079-451-0405 (直通：代表) FAX：079-451-0406 (直通：代表)		
併設施設	特別養護老人ホームグランはりま		
センター長	■■■■■	指定介護予防 支援事業所の管理者	■■■■■
常駐時間外の体制	電話転送先	■■■■■	対応者
			■■■■■

【職員体制】

包括的支援 事業	職 名	氏 名	資格取得日
	保健師	■■■■■	■■■■■
	看護師	■■■■■	■■■■■
	保健師	■■■■■	■■■■■
	社会福祉士	■■■■■	■■■■■
	社会福祉士	■■■■■	■■■■■
	主任介護支援専門員	■■■■■	■■■■■
	主任介護支援専門員	■■■■■	■■■■■
	(兼務)認知症初期集中 支援チーム員	■■■■■	—
	(兼務)認知症地域支援 推進員	■■■■■	—
指定介護予 防支援事業	資 格 名	氏 名	常勤換算
	介護支援専門員	■■■■■	1.0
	介護支援専門員	■■■■■	1.0
	介護支援専門員	■■■■■	1.0
	介護支援専門員	■■■■■	1.0
	介護支援専門員	■■■■■	1.0

令和7年度 地域包括支援センター収支予算報告書					
		地域包括支援センターひらおか			
科 目		予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘要
収 入	包括的支援事業委託料	40,019,000		-40019000	委託料
	収入 計(C)		0		
科 目		予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘要
支 出	事業費 計	70210000	0	-70210000	
	包括的事業人件費	31000000		-31000000	従業員給与・通勤費・賞与・社会保険料
	指定介護予防事業人件費	25000000		-25000000	従業員給与・通勤費・賞与・社会保険料
	福利厚生費	600000		-600000	職員健診等
	会議費	20000		-20000	研修会飲み物代
	旅費	20000		-20000	電車代
	通信運搬費	2000000		-2000000	電話代
	消耗品費	670000		-670000	コピー機カウンター料、備品等
	印刷製本費			0	金額が僅少のため消耗品費で処理
	燃料費	900000		-900000	ガソリン代
	委託費	10000000		-10000000	予防プラン外部委託費
	管理費 計	7290000	0	-7290000	
	什器備品費	300000		-300000	パソコン等備品代
	修繕費	1200000		-1200000	自動車修理、車検、保守料
	光熱水費	600000		-600000	電気代等
	使用料、賃借料	4200000		-4200000	車両リース、土地建物賃貸料
	保険料	660000		-660000	車両任意保険、火災保険
	租税公課	30000		-30000	印紙代
	雑費	300000		-300000	税理士報酬、振込料等
	その他	4830000		-4830000	予備費、法人本部繰入金
	支出 計(D)	82330000	0	-82330000	
差引収支(C-D)		0	0	0	

【基本方針】

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送る為に、心身の健康の保持及び生活の安定の為に必要な援助を行う事により、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。地域のネットワーク作りを推進し、地域包括ケアシステムの構築に努める。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

1. 総合相談支援

① 地域の総合相談・支援の窓口としての機能

- ・地域の高齢者や家族などからの保健・福祉・介護等に関する相談対応。
- ・相談内容によって適切な支援へとつなぎ、関係者のネットワークを構築する。
- ・専門的・緊急の対応が必要と判断した場合には適切な専門機関やサービスに引継ぐ。
- ・緊急の対応が必要な時は市及び関係機関と連絡し迅速な対応を行う。
- ・各種福祉サービス利用時に手続き困難な場合には代行申請を行う。

② 出張「介護・福祉何でも相談会」

- ・気軽に相談できる体制として、地域の拠点で出張相談窓口を開設する。合わせて、脳健康チェックを実施する。
- ・場所：東加古川公民館（かこてらす内）
日時：4月11日・6月13日・8月8日・10月10日・12月12日・令和8年2月13日
15時30分から16時30分
- ・場所：平岡公民館
日時：5月9日・7月11日・9月12日・11月14日・令和8年1月9日・3月13日
13時30分から14時30分
- ・場所：平岡団地 集会所
日時：6月18日・9月17日・令和8年1月21日
14時から15時30分

③ 実態把握

- ・市や加古川市成年後見支援センター、町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員等からの要請に基づき、支援が必要な高齢者宅を同行訪問等により、高齢者・家族等の状況を把握する。支援等が必要な高齢者について見守り台帳を整備し保管する。
- また、総合相談で対応した高齢者について、ソフトを活用してデータ管理する。

2. 権利擁護

① 成年後見制度の活用促進

- ・成年後見人制度の普及や広報活動を行う。
- ・成年後見制度の利用支援を行い、必要に応じて加古川市成年後見支援センターや市と連携して対応する。
- ・個別ケースで対応時、制度活用リーフレット等を活用して説明する。
- ・居宅介護支援事業所に向けて活用の普及・周知を行う。
- ・適当な親族がいない場合には市や加古川市成年後見支援センターに状況報告し市長申立てにつなげる。
- ・問題解決のため加古川市成年後見支援センターの専門職相談を活用する。

② 高齢者虐待への対応

- ・高齢者虐待防止法に基づき、高齢者及び養護者に対して相談及び助言等を行う。
- ・地域におけるネットワークを積極的に活用し、早期発見・早期対応を目指す。困難事例・

虐待等が疑われる場合は、行政等と連携して対応を検討し必要な措置をとる。

- ・高齢者虐待の疑い等で通報を受けた場合は、関係者からの情報収集と事実確認を行い、市へ報告する。
- ・要請があれば虐待防止出前講座を開催し、早期発見・早期対応を目指す。

③ 消費者被害要望対策

- ・消費者センター等の最新情報を収集し地域団体の活動の場で情報提供する。また警察・市と情報共有・連携し、被害防止に努める。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・地域の高齢者に包括的、継続的な支援を提供できるネットワークを作り、地域の医療機関、介護保険サービス事業所、介護保険施設、行政、ボランティア等と連携する。
- ・担当地域の居宅介護支援事業所と相談しやすい関係づくりを目的として定期的に訪問し、随時個別のケースにおける相談に対応し指導・助言を行っていく。また困難事例等への指導・助言等の側面的支援を行う。
- ・介護支援専門員のスキルアップを目的として6地域包括支援センター合同研修会を含めて年間5回開催。
- ・事例検討会を開催し地域の介護支援専門員に事例を通して助言・指導を行う。

【在宅医療・介護連携】

医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進し、市や関係団体が実施する会議や研修などに参画し、在宅医療と介護を一体的に提供できるように努めていく。また、加古川医師会が取り組んでいるバイタルリンクを活用し、主治医、薬局、訪問看護と連携していく。

【生活支援体制整備】

- ・かこてらすエリアささえあい協議会として、地域活動の情報収集をし、それをどのように活用するか検討していく。また作成した“ひらおかお助けマップ”がどのように活用されているかの検証や、マップのアップグレードについて検討する。次回開催はR7年5月28日。
- ・平岡公民館エリアのささえあい協議会として、大きなつどい場、小さなつどい場も含めて地域住民の交流や介護予防の場を継続していく。また高齢者にとって必要な情報を発信していくための広報誌についても継続していく。また、地域住民が主体となって生活の支援を行うための体制を整える必要がある。特に日常生活における家事援助やゴミ出しなどに対応する体制などを構築できるかが課題であると考える。

【認知症総合支援】

1. 認知症の人や家族の対応

- ・もの忘れや認知機能の低下がある方に対して電話や訪問、出張の相談会などで脳の健康チェックなどを実施する。こうした機会を通して認知症の早期発見や早期治療につなげていくきっかけとする。
- ・認知症連携協議会が閉会となったが、認知症教室を5月に実施予定。認知症の理解や適切な関わり方などについて講義を行う予定である。
- ・ふらっとカフェ(認知症カフェ)を継続して実施する。ボランティアスタッフの参加が多く、そのスタッフが活躍できるよう、より多くの地域住民が参加できるように日々のケース対応やケアマネジャーを通して周知活動を行っていく。地域密着型サービスの事業所などにも案内をする予定であり、住民と事業所が交流できる場となるきっかけとなると考える。

2. 介護サービス事業所研修

平岡町の介護サービス事業所に対して研修を行う予定である。事業所の介護職員であっても認知症高齢者の関わりに苦慮することがあるため、事業所の管理者などを通して丁寧にヒアリングし希望に即した研修を実施していく予定である。

3. 関係機関との連携

- ・医療機関や成年後見支援センターと連携をとりながら、認知症の本人や家族の支援を行う。とくに判断能力が低下した状態では高齢者の権利が侵害されることも想定されるため、成年後見支援センターと連携が重要になると考える。
- ・認知症地域支援推進員部会に参加する。ケアパスの改訂に向けて協議を進める。

4. 認知症サポーター養成講座

- ・認知症に関する正しい知識を広め偏見や誤解を解消し、誰もが住み慣れた地域で生活が継続できるようにするため広報・啓発を行う。
- ・地元の企業や学校に対し、認知症サポーター養成講座の開催を提案する。
- ・他エリアからの応援要請があれば、参加しスキルアップに努める。

5. 認知症高齢者の見守り・見守りSOSネットワーク事業

- ・行方不明となる可能性がある地域住民に対して見守りタグやSOSネットワーク事業について案内をする。また地域住民や団体から認知症などに関する講話依頼があればこれらの事業について案内をしていく。

【地域ケア会議】

1. 地域ケアネットワークの構築

① 地域の関係機関からの情報収集

- ・「いきいきひらおか」検討委員会を通して、連合町内会・民生委員・児童委員連合会・連合老人クラブから地域の実情を把握し、社会資源等の整理を行う。町内会長会等に出席できるよう働きかけ、当センターの取り組みを紹介すると共に相談機関としての周知を行う。

② 町内会などへの働きかけ

- ・令和6年度に相談会を行った町内会に対して、継続した相談会実施や実施していない町内会に対しても相談会などの開催を提案する。
- ・町内会や民生委員、老人クラブなどの地域団体の研修会などで、当センターの役割や介護予防、認知症予防に関する講話を実施していく。いきいき百歳体操を含めた集いの場の重要性を説明し立ち上げを広めていくよう提案する。
- ・ささえあい協議会への参加を通して各団体や機関との協議を通じて当センターとの役割を引き続き伝える。

③ 加古川市キャラバン・メイトひらおかグループ連絡会

- ・ひらおかグループに所属するキャラバン・メイトが組織的に活動できるよう年1回連絡会を開催する。

2. 地域ケア個別会議の開催

- ・地域で生活する高齢者の課題に対し、多職種が課題解決に向けて取り組む連携の仕方を検討し、利用者支援を行う。
- ・地域ケア個別会議の開催に伴って生じた高齢者の課題に対し、社会資源の整備や開発、関係機関とのネットワークを強化して社会資源の整備や充実を図る。それぞれの地域の実情に応じて支援を行う。
- ・地域課題は地域ケア検討会議を通して地域包括ケア推進会議にあげる。

3. 自立支援マネジメント会議

- ・介護支援専門員の自立支援に資するマネジメント力等の資質向上の為に事例検討会を年6回（うち1回は振り返りの会）開催する。

4. 地域包括ケア推進会議

- ・地域ケア個別会議、地域ネットワーク会議、自立支援マネジメント会議で抽出された地域課題を集約し、解決に向けた提言を地域包括ケア推進会議で提言する。また地域の方が集まる「いきいきひらおか」や連合町内会長や民生児童委員の会長が出席する「いきいきひらおか検討委員会」に参加し、実際の地域の声を聴き地域課題を抽出する。

【一般介護予防事業】

1. 地域介護予防活動支援

- ・ふれあいサロンの支援として、主催者や参加者の高齢化により活動が減少し運営休止している理由について確認し、課題に応じた支援を行う。民生委員の交代などに伴いサロンの代表者が交代している団体もあるため、今後も継続に対する不安がないかヒアリングを行い、サロンが継続できるよう支援を行う。

2. いきいき百歳体操

平岡町のなかでも実施していない町内会に対していきいき百歳体操やその重要性について伝えて実施に向けた支援を行う。また、事業所や民間企業でも実施している団体もあるため、町内会だけでなく幅広く周知をしていく。

3. 一次予防対象者

① 『いきいきひらおか』

- ・平岡連合町内会、平岡民生委員・児童委員協議会、平岡連合老人クラブ、地域包括支援センターと共催で運営しており、参加型の介護予防事業として毎月、平岡会館で実施している。開催前には「いきいきひらおか検討委員会」で各団体と事業の振り返りや評価、打ち合わせや事業の方向性について検討している。定期的な運動の取入れや外部講師に来てもらう等様々な内容を企画し、介護予防の知識や技術について普及啓発していく。

② 熟年!? 男性のつどい・女性のつどい

- ・地域の各種団体に所属していない引きこもり傾向の人を対象に、「趣味」「活動」「学び」を通して、認知症予防・介護予防を行う。定例会を月1回開催しており、参加者が定着出来るように支援していく。また地域に引きこもり傾向の人がいないか情報収集し声をかけ参加を促していく。社会福祉法人グランはりまとしての地域貢献を視野に入れた事業であり、参加者が主体的に取り組むように後方支援を行う。

【家族介護支援】

- ・介護者のつどいを平岡公民館と東加古川公民館(かこてらす)で実施する。これまで通り座談会を行うが、認知症の本人が活躍できる社会を目指して本人ミーティングやボランティア活動などを行う予定である。

【予防給付】

1. 介護予防マネジメント

- ・利用者自身が地域とつながり、社会資源を活用し自己決定により活動性が広がるように支援していく。
- ・ケアプランにおいて、課題分析が的確であり達成可能な自立支援に向けた目標設定ができているか指導・助言していく。
- ・ケアプランにはセルフケアやインフォーマルサービスを積極的に取り入れていくように指導・助言していく。

2. 介護予防。生活支援サービス事業における基本チェックリストの実施

- ・要介護（支援）認定更新時に希望のあった対象者に基本チェックリストを実施し、事業対象者・非該当者に対して事業説明を行い継続支援する。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和7年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかこがわ南	事業開始年月日	H21年4月1日
所在地	加古川市別府町新野辺北町5丁目98 電話：079-435-4468（直通） FAX：079-435-4469（直通）		
併設施設	浜の宮松竹園居宅介護支援センター		
センター長	[REDACTED]		
包括的支援事業の 管理者	[REDACTED]	指定介護予防 支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	携帯	対応者 [REDACTED]

【職員体制】

包括的支援事業	職 名	氏 名	資格取得日
	保健師又は看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	保健師又は看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期 集中支援チーム員	[REDACTED]	
	(兼務)認知症地域 支援推進員	[REDACTED]	[REDACTED]
指定介護予防 支援事業	資 格 名	氏 名	常勤換算
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	社会福祉士	[REDACTED]	1
	社会福祉士	[REDACTED]	1
	看護師	[REDACTED]	0.5

令和7年度 地域包括支援センター収支予算報告書					
					地域包括支援センターかこがわ南
科 目		予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘要
収 入	包括的支援事業委託料	34,639,000		-34,639,000	
	収入 計(C)		0		
科 目		予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘要
支 出	事業費 計	72,930,000	0	-72,930,000	
	包括的事业人件費	29,360,000		-29,360,000	
	指定介護予防事業人件費	25,100,000		-25,100,000	
	福利厚生費	400,000		-400,000	
	会議費	50,000		-50,000	
	旅費・研修費	200,000		-200,000	
	通信運搬費	970,000		-970,000	
	消耗品費	600,000		-600,000	
	職員被服費	150,000		-150,000	
	車両費・教育指導費	1,100,000		-1,100,000	
	委託費	15,000,000		-15,000,000	
	管理費 計	6,770,000	0	-6,770,000	
	什器備品費	650,000		-650,000	保守料
	修繕費	450,000		-450,000	
	光熱水費	370,000		-370,000	
	使用料、賃借料	4,650,000		-4,650,000	
	保険料	250,000		-250,000	
	租税公課	20,000		-20,000	
	雑費	380,000		-380,000	諸会費・渉外費・手数料
	その他	939,000		-939,000	予備費
	支出 計(D)	80,639,000	0	-80,639,000	
差引収支(C-D)		0	0	80,639,000	

【基本方針】

高齢者が安心して、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、総合相談窓口として支援を行います。市町村や介護・医療・福祉の関係機関と連携し、地域の高齢者の健康・生活・財産・権利などを守る役割を果たしていきます。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

- ・令和6年度の大規模な介護保険報酬改定の影響もあり、地域包括支援センター（以下「包括」という。）の位置づけも大きくなっており、高齢者が適切な支援やサービスに繋がれるよう、相談援助のサービスの質の維持・向上を図る。包括は、感染症対策を続けながら、地域に開かれた身近で相談しやすい高齢者の総合相談・支援の窓口を目指す。高齢者や家族からの相談を受けて、迅速に対応し、適切な助言・良質な情報を提供して、関係機関に繋ぐ。誰もが安心して暮らせる別府町・尾上町の実現に向けた取り組みを継続する。
- ・高齢者の尊厳と権利を守る為、障がい者基幹相談支援センター、成年後見支援センター、行政、警察等との情報共有など連携を重ねて、制度の普及や広報活動を積極的に行う。消費者被害に遭う高齢者も見受けられることから、ケアマネジャーからの個別相談に対して同行訪問をして、消費者被害の抑止に努める。複合課題のある高齢者虐待も増加しており、地域における社会資源やネットワークを積極的に活用しながら、早期発見・対応に努める。
- ・包括に所属する専門職は、それぞれの知見を基に助言・指導を行うため、高齢者・家族支援に大きな役割を担っている。その業務を務めることは勿論、地域の専門職の方にも情報を発信していく。それに先駆けて、他の包括とも情報共有をし、連携を行う。
- ・イトーヨーカドーアリオ加古川店で、成年後見支援センター相談員と共同で「介護・福祉なんでも相談会」を毎月開催し、地域住民へ介護保険制度や包括・成年後見制度の周知・啓発、管理の助言等に努める。
- ・昨今、自然災害や感染症の災害が多発し、事業継続のリスクが高まっている。リスクを回避していくためにも、BCP（事業継続計画）の修正を行う。利用者の生活地域に発生し得る災害リスクを認識し、防災・減災対策を進めていく。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・市で行われるケアプラン点検に主任介護支援専門員として参加し、ケアマネジャーの資質向上を目的として「自立支援の三本柱・もとの生活に戻れる」に資する適切なケアプランの確認や助言を行う。また委託先の提出書類の確認を丁寧に行い、必要に応じて助言を行う。
- ・エリア内のケアマネジャーや、主任ケアマネジャーのための研修や交流会を企画・運営する。専門職の講話による学びの場を提供し、日々のケアマネジメント業務に役立てていただくことを目的とする。さらに、本研修を通して情報交換・ケアマネジャー同士の交流の場としても活用する。複雑さや困難さを抱えた高齢者に対するアセスメント力の視点を養いながら、地域で活躍する専門職の方同士が関わる機会を提供していく。

開催予定日	内容	講師
令和7年5月16日(金) 13:30~16:00	「ACPについて」 「生活支援コーディネーターの 役割を知ろう」 「町内の方とつながる ～初めの第1歩♪～」	高齢者支援課 社会福祉協議会 町内会長(尾上町) 民生委員代表者
令和7年9月予定	事例検討会(変更あり)	
令和7年12月予定	B C P作成の確認と防災意識を 高めよう(変更あり)	

【在宅医療・介護連携】

- ・病院から、高齢者の介護保険の代行申請依頼や、退院後の担当ケアマネジャー・介護サービスの調整等、相談に応じて在宅復帰が円滑に行えるよう連携の強化に努める。また精神疾患に罹患している高齢者や家族からの相談、8050問題にも柔軟に対応できる力を養うため、研修に積極的に参加しスキルアップを図る。障がい者基幹相談支援センターや、ひきこもり相談支援センター等の専門機関とも連携を深める。加古川中央市民病院の看護支援センター相談員との、顔の見える関係作りのために、病院職員向けに出前講座を検討中である。
- ・今年度もサロンでACPについての講話を予定している。地域住民が自身の希望する医療やケアを受けるため、大切にしていることや望んでいることを考え、話し合う機会を設ける。

【生活支援体制整備】

- ・生活支援体制整備事業第2層協議体は、ささえあい協議会の事務局である加古川市社協福祉協議会の生活支援コーディネーターが主導として、社協・市・包括の三者で先導しながら、別府町・尾上町それぞれが住民主体で活動していく。
- ・別府町ささえあい協議会では、広域型サロンを年3回開催を予定している。令和8年度以降の広域型サロンの継続について、後述の別府町事業所ネットワーク会議内で協議を重ねながら進めていく。
- ・広域型サロンに加え、住民や事業所との交流を深め、相談の窓口ともなる集いの場「浜風カフェ」を前年度より開始しており、今年度も継続した実施を図る。本事業の定着を図りながら、協議会内でも今後の動きについて、地域のニーズへの抽出から取り組んでいく。
- ・別府町内の介護サービス事業所間での情報共有や意見交換の場として、3ヵ月に一度「別府町事業所ネットワーク会議」を開催する。事業所間の繋がりも形成していきながら、地域住民への支援ネットワークを深める。今年度は広域型サロンの担い手を引き継ぐために、開催形式や運営方法などを検討し、令和8年度の広域型サロンの実施を目指す。
- ・尾上町ささえあい協議会では、尾上町の5年後・10年後を見据えて、住民がどんなことに困るかを想像し、どんな支援があれば嬉しいのか等構想を立てる。現在ある社会資源を、実際にどう活用するのか具体的に検討しながら、協議会メンバーも一緒に参画し、地域づくりに繋げていけるよう意見交換や情報交換を行う。2~3か月に1回のペースで定期開催の予定。

【認知症総合支援】

- ・認知症を抱える高齢者が多い地域や課題のある地域にチームオレンジ構築に向けて働きかけを検討する。認知症の方や家族が安心して暮らせる地域の実現に向けて住民や事業所等と連携していく。
- ・今年度も尾上小学校・浜の宮小学校・別府西小学校の学生を対象に、認知症サポーター養成講座を開催予定である。さらに4月にはセレモニーホールにて、12月には海洋文化センターで、地域住民や職員を対象に養成講座の開催も予定している。様々な世代に認知症の理解を深めてもらうために、キャラバンメイトメンバーで協力しながら活動を継続する。
- ・認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）として、地域住民や学校・事業所に向けて、認知症の理解や関わり方等の普及・啓発活動を行う。若年性認知症の方や家族支援も丁寧で柔軟な関わりを心がける。認知症の方の思いや気持ちを聞く場所を作り、本人ミーティングの開催に向けて、軽度認知症の方へアプローチし、他市の推進員と共同で内容を検討する。また認知症ケアパスの作成についても、部会を通して市、推進員と協議を重ねながら、本人や家族がわかりやすい効果的な冊子の完成を目指す。
- ・認知症初期集中支援については、包括内で担当を決めて、役割分担を行い、課題解決に向けて活動する。高齢者支援課担当職員とも同行訪問等で連携を取り、チーム員会議などを通して情報共有を重ねながら、認知症の方をチームで包括的に支援する。
- ・認知症の方やご家族、介護者の精神的な充実を図るために、包括職員と本人・家族の関係性を築きながら、より良質な情報提供や社会資源へ繋げられるよう支援する。2月に尾上公民館にて認知症教室の実施を予定している。
- ・認知症カフェ
松竹園元気あっぷカフェ、尾上元気あっぷカフェは今年度も毎月開催する。包括として、広報活動・普及への課題解決に協力する等、継続した運営支援を行う。尾上元気あっぷカフェは地域住民が参加しやすい開催場所を担当者と検討する。

【地域ケア会議】

- ・高齢者の能力や維持向上を図る為、「自立支援の三本柱」、「もとの生活に戻れること」を目的とした自立支援マネジメント会議に年5回、その振り返りの会に年1回参加する。事例提供者と事前に話し合いを重ね、セラピストの同行訪問や等、会議後の事例提供者への助言・指導も丁寧に行う。
- ・地域住民やケアマネジャー等が支援方法に行き詰まりを感じている複雑で困難なケースに関しては、関係者で情報を共有しながら、解決の糸口を導き出す地域ケア個別会議を随時開催する。

【一般介護予防事業】

- ・今年度は新たに1か所のサロンが休止となり、現在2か所のサロンが休止中。25か所のサロンでの活動になる。
- ・サロン代表者の後継者問題は継続しており、代表者の相談に対応し、継続していけるように支援していく。
- ・サロン出務時には、健康相談、介護保険の相談に対応し、地域住民で包括介入が必要な情報を得れば、随時対応していく。

【家族介護支援】

- ・現在介護をしている方や介護経験者が悩み事を共有し、適切な介護知識・技術が得られるように、毎月介護者のつどいを開催する（除外月有り）。今年度は、講話などを通して参加者が介護に役立つ情報を発信すると共に、参加者のリフレッシュを主旨とした、「お楽しみ会」を開催予定である。事業の周知方法に関しては、総合相談などで支援者との繋がりが必要な対象者に案内し、ケアマネジャーや包括職員が同行して参加を促す。また介護者のリフレッシュを目的としたバス旅行も例年と同じく10月に実施し、介護者の精神的負担の軽減などの支援も行っていく。新しい参加者が増えるように、個別での広報など周知活動を積極的に行う。

（実施予定一覧を下記に記載）

【介護者のつどい 実施予定一覧】

日時	内容	場所
令和7年4月25日	座談会	別府公民館
5月 23日	聴力について	尾上公民館
6月 27日	楽しく学ぼう 終活！	別府公民館
7月 25日	座談会	尾上公民館
8月 22日	骨折予防について	別府公民館
9月 26日	コーラス	尾上公民館
10月 日	バス旅行	未定
11月 24日	お口のフレイル予防	別府公民館
令和8年2月21日	お楽しみ会	尾上公民館

【予防給付】

- ・居宅介護支援事業所が市から介護予防支援の指定を直接受けられるようになった為、指定を受ける居宅介護支援事業所に適宜状況を確認しつつ、依頼や情報を提供し、一定の関与や支援を行う。
- ・高齢者の増加やニーズの多様化に伴い、ケアマネジャーだけでは支援が困難なケースも増加している。包括職員が積極的にケアマネジャーとコミュニケーションを取り、情報を共有し、連携を深めながら後方支援に努める。
- ・事業対象者の認定を希望する方へ、包括の三職種や担当ケアマネジャーが利用者や家族に分かりやすく概要を説明し普及・啓発に努める。今後も事業対象者としての申請が適切な方には、随時申請を勧めていく。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和7年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかこがわ北	事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	加古川市神野町神野 186-10 電話：079-430-5560 (直通：代表) FAX：079-430-5561 (直通：代表)		
併設施設	順心会居宅介護支援センター加古川 順心かんの寿 順心会訪問看護ステーション加古川		
センター長	[REDACTED]		
包括的支援事業の 管理者	[REDACTED]	指定介護予防 支援事業所の管 理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	[REDACTED]	対応者 [REDACTED]

【職員体制】

包括的支援 事業	職 名	氏 名	資格取得日
	保健師または看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	保健師または看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務) 認知症初期集 中支援チーム員	[REDACTED]	—
	(兼務) 認知症地域支 援推進員	[REDACTED]	—
指定介護予 防支援事業	資 格 名	氏 名	常勤換算
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	社会福祉士	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	事務員	[REDACTED]	0.5

令和7年度 地域包括支援センター収支決算報告書					
					地域包括支援センターかこがわ北
科 目		予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘要
収 入	包括的支援事業委託料	34,899,000			委託料(その他の事業収益)
	収入 計(C)		0		
科 目		予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘要
支 出	事業費 計	66,604,000	0		
	包括的事業人件費	31,000,000			職員給与人件費法定福利費、退職金等、通勤手当
	指定介護予防事業人件費	22,000,000			介護支援専門員給与、事務員給与、通勤手当
	福利厚生費	85,000			職員検診等忘年会補助金、職員食事代半額負担、慶弔費、職員旅行代
	会議費	0			研修会飲み物代
	旅費	9,000			旅費交通費(研修時以外の交通費)
	通信運搬費	900,000			通信費(電話代、携帯代、切手代等インターネット)
	消耗品費	200,000			コピー機カウンター料、日用品、備品、コピー用紙、事務用品 他
	印刷製本費	0			
	燃料費	410,000			ガソリン代
	委託費	12,000,000			委託費(その他の委託費)
	管理費 計	908,000	0		
	什器備品費	0			器具備品費
	修繕費	30,000			修繕費、廃棄費、等
	光熱水費	230,000			水道光熱費
	使用料、賃借料	163,000			器機賃借料 地代家賃
	保険料	450,000			賠償責任保険料 火災保険料
	租税公課	25,000			印紙代等
	雑費	10,000			手数料等
	その他	6,387,000			減価償却費 固定資産税等 研修時交通費研修費 管理諸費 控除対象外消費税等 本部費配賦額 貸倒引当金繰入額 衛生管理費 車両関係費(燃料費除く繰越利益)
	支出 計(D)	73,899,000	0	0	
差引収支(C-D)		0	0	0	

【基本方針】

1 介護予防ケアマネジメント事業

支援者等が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるよう、その心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、生きがいや自己実現のための取り組みができるよう、また生活の質の向上に資するサービス提供が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

2 総合相談・支援事業

地域に住む高齢者等に関する様々な相談を全て受け止め、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行う。

3 権利擁護事業

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活ができるよう、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントが実施できるよう、介護支援専門員のネットワークづくり、実践力向上、関係機関との連携体制構築支援等に努め後方支援を行う。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

- 1 地域の総合相談・支援の窓口として、高齢者やその家族の生活上の困りごとに関する相談を受け、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう支援する。
- 2 支援に際しては、適切な制度利用や社会資源につながるよう、他機関との連携や情報提供、助言等を行う。
- 3 高齢者以外の方に関する相談に対しても適切な制度利用や社会資源につながるよう、他機関との連携や情報提供、助言等を行い、安心できる生活が実現できるよう支援する。
- 4 緊急の対応が必要な場合は、関係機関と連携を図り、問題の解決に向け迅速に対応する。

【権利擁護】

- 1 成年後見制度の活用促進
 - (1) 成年後見制度の普及啓発として、地域の健康サロンでの講話や民生委員、介護支援専門員などに周知を図る。
 - (2) 成年後見制度利用の支援を行い、必要に応じて成年後見支援センターや市と連携して対応する。
 - (3) 成年後見支援センターの専門職相談会や他の研修、事例検討会に参加しケース対応力の向上に努める。
- 2 老人福祉施設等への措置支援については、高齢者が虐待を受けている場合や認知症その他の理由により判断能力が乏しくかつ、本人を代理する家族がいない場合など、保護の必要性があり、老人福祉法に基づく措置が必要な場合には市と連携を図り必要な支援を行う。
- 3 高齢者への虐待対応について
 - (1) 早期発見に務める。今年度も関係機関に高齢者虐待出前防止講座や介護支援専門員に研修・事例検討会などを行う。
 - (2) 通報を受けた場合は、すみやかに市に報告し対応する。

- (3) 相談業務や介護支援専門員からの対応相談の中で、高齢者虐待リスクが高いケースについては、介護者の負担軽減を図り高齢者虐待の防止に努める。

4 困難事例への対応

- (1) 高齢者やその家族等に重層的な課題がある場合は、地域包括支援センター（以下「包括」という。）職員で連携し対応策を検討し、関係機関との連携を図り必要な支援を行う。
- (2) 高齢者自身が自分の世話ができない状態にも関わらず支援を拒否している場合は、市に報告しセルフネグレクトとして高齢者虐待に準ずる対応を行う。
- (3) 身寄りに頼ることができない状態や、地域社会とのつながりが希薄であるなど、孤独・孤立の状態に置かれている人には、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援を行う。

5 消費者被害の防止について

- (1) 消費生活センターや警察等から情報収集を行い、地域の住民や関係機関に啓発していく。加古川市は被害額が大きいというデータも過去にあったことから、今年度も引き続き注意喚起を強化する。
- (2) 個別ケースから地域へ発信できるよう、適宜、民生委員と協力して地域ネットワーク会議を開催し、地域の住民自身が防犯力を高められるよう具体的な地域の取り組みについても話し合う機会を作る。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

1 介護支援専門員の研修を実施する

- (1) 6 包括合同研修の実施・・・2回（6月、2月）
- (2) 6 包括合同ケアマネ交流会開催・・・1回（11月）
- (3) かこがわ北地区の介護支援専門員等を対象とした研修会及び事例検討会の実施
- ① 「難病に関する制度や支援について」、「生活困窮・生活保護」、「虐待について」をテーマにした研修
- ② 事例検討会
地域の介護支援専門員・主任介護支援専門員と連携し、事例検討会開催に向け企画・準備に参画してもらう。

2 地域の介護支援専門員のネットワークの構築

介護支援専門員相互間の情報交換等を行う場を設定する。

3 介護支援専門員への後方支援

- (1) 地域の介護支援専門員からのケアマネジメントや支援困難事例への対応等の相談を受け、支援方針の検討や関係機関、社会資源の紹介など、介護支援専門員が地域や関係機関と連携を図り、高齢者や家族への支援が継続できるようサポートする。
- (2) 医療機関を含めた関係機関との連携や社会資源の紹介等により、地域の介護支援専門員と関係機関の連携が取りやすくなるよう支援する。

【在宅医療・介護連携】

在宅療養を支える関係機関と連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できるよう努める。

- 1 入院時の情報提供、退院時のサービス調整やカンファレンスに参加する。迅速な対応が必要な場合は、状況に応じた対応を行う。
- 2 市や関係団体が実施する会議や研修等に参加する。

【生活支援体制整備】

市や社会福祉協議会、生活支援コーディネーターと協力し、協議体に参画するとともに関係団体と連携を図る。

- 1 両荘地区ささえあい協議会の参加
- 2 加古川北ささえあい協議会の参加

【認知症総合支援】

1 認知症の相談支援

- (1) 認知症地域支援推進員をはじめ包括職員は、認知症に関する研修会等に参加して、情報収集や知識の向上に努める。
- (2) 若年性認知症の相談支援については、センター包括職員で連携して対応し、必要に応じ各関係機関とのネットワークチームを作る。また、介護者家族も支援の対象として関わっていく。
- (3) チームオレンジの活動について
 - ① 八幡町上西条の認知症カフェを拠点としたチームオレンジとしての活動内容を確認、評価し、今後の取り組みについて検討していく。
 - ② 神野町グリーントウンのいきいき百歳体操を拠点とした団体へ働きかける。
 - ③ 平荘町の安心安全町づくり協議会の参加者に、子どもの見守り支援を発展させた形で、チームオレンジの活動としても広げてもらうよう働きかけていく。
 - ④ 福留でのチームオレンジの立上げに向けて、ステップアップ研修を開催する。その後市と協議しながらチームオレンジ立ち上げに向けて働きかける。
 - ⑤ チームオレンジ立ち上げの可能性がある地域にむけ、ステップアップ研修が出来るよう働きかける。
 - ⑥ 今年度は、チームオレンジ立ち上げと共に周辺地域へ働きかける。依頼がある場合は随時開催していく。

2 認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業

- (1) 啓発活動として、介護支援専門員や民生委員への周知だけでなく、健康サロンなど地域活動内でもチラシ配布と登録のメリットを周知していく。
- (2) 登録した時は、本人の家族の状況や地域の実情に応じて、地域ケア会議を実施し見守り活動の具体的な内容について地域を巻き込んでいく。
- (3) 地域住民の認識が低い時は、認知症サポーター養成講座を実施するなどして、認知症の理解を広げるよう働きかける。

3 認知症カフェの支援として、八幡町のイエローカフェの世話役や参加者に相談・情報提供を行うなど活動支援を行う。新たな認知症カフェの立ち上げを目指して、地区診断を継続する。

4 認知症早期発見チェック事業について、認知症地域支援推進員を中心に事業の活動状況や課題を整理し、認知症地域支援推進員部会等にて、加古川市として有効な認知症の早期発見のための事業として改善策を提案していく。

5 認知症教室の実施。当包括は4月に加古川北公民館で開催予定。

6 認知症対応研修について

- (1) 上半期計画として、研修開催にあたり担当エリアの訪問介護事業所へ出向き、認知症への対応の工夫点や困っていることを情報収集し、共通した課題について検討できるよう整理する。
- (2) 認知症の方やその家族に対する支援について理解が深まるよう、多職種での研修会を開催する。

7 認知症サポーター養成講座は、他の事業を実施する中で必要性を考慮しながら、各地域へ実施を促していく。

8 認知症初期集中支援チームの活動においては、対象があれば随時活動へつなげていく。また、チーム員会議にて、チームの活動の方向性を確認し、支援チームの連携はもちろんのこと必要によっては、地域住民との地域ケア会議を開催しながら、住み慣れた地域での生活を支援していく。

9 本人ミーティングについて

- (1) 本人ミーティングを実施する。
- (2) 本人ミーティングの在り方について課題の抽出を行い、改善していく。

- (3) 本人ミーティングを開催していることを、本人を取り巻く支援者や地域に周知していく。
- (4) ボランティアが参加できる仕組みづくりを検討していく。

【地域ケア会議】

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図るため、地域ケア会議の推進に取り組む。

1 地域ネットワーク会議の開催

地域住民の要望に応じて地域における課題の解決や、住みやすい地域づくりに向けての話し合いの場として、福祉座談会や地域ケア会議を開催する。これらの福祉座談会や地域ケア会議の開催により、地域活動の促進やボランティア、新たな地域活動や社会資源の創出の促進につながるようにする。

2 地域ケア個別会議の開催

- (1) 介護支援専門員が担当する利用者等、高齢者個人の個別課題解決のために、必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。
- (2) 地域の問題として協議が必要な方に関する地域ケア個別会議を開催する。

3 自立支援マネジメント会議の開催

介護保険のサービスだけではなく地域資源の導入など自立支援に資するケアマネジメント実現のための自立支援マネジメント会議を開催する。

【一般介護予防事業】

- 1 地域活動等や地域からの相談を通して支援を要する方を早期に把握し、必要に応じて地域活動の参加を促進できるよう支援を行う。
- 2 介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、地域サロンやいきいき百歳体操等の地域活動を側面的に支援し、各制度に関する講習や説明を行う。
- 3 地域あるいは市の要請に基づいて、地域サロンやいきいき百歳体操等の地域活動で、介護予防講話や健康増進の方法を伝え、高齢者が自発的に健康な生活を維持継続できるよう支援を行う。また、希望者から健康相談を受け個別に支援を必要としている方を抽出する。
- 4 介護予防活動の観点から、地域サロンやいきいき百歳体操等の地域活動組織が地域にとって重要になることを、介護予防講座・地域活動等を通して住民に啓発し、更なる住民主体の地域活動の拠点作りにつながるよう支援を行う。

(1) 介護予防講座について

出講予定の団体数：35（内 休止1件）

出回数：1団体につき4回以下／年

内容：各サロンの希望に添った介護予防講座を実施

(2) サロン代表者交流会開催について

開催予定時期：11月 2か所

内容：講話、サロンの取り組み紹介

- 5 介護予防活動に繋がる新たな社会資源の発見や共有に務める。

【家族介護支援】

- 1 介護者、介護に関心のある方を対象に介護者のつどいを開催し、有益な講話や、情報交換を行う。参加者の悩みが解決できる糸口をみつけれられる場にする。
- 2 毎月第4火曜日に加古川北公民館で開催する。市の広報や、介護支援専門員を通じ広く周知する。

【予防給付】

- 1 要支援の認定を受けた方、事業対象者の方の心身状態の悪化を予防し、生活機能の維持向上、改善にむけ介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行う。
- 2 指定居宅介護支援事業者に介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を一部委託し、その業務の中立・公平性が担保され、円滑に法令を遵守して遂行できているか、また、自立

支援型マネジメントができているかをプランの評価時に確認を行う。

- 3 家族が要介護状態や認知症等により相談が必要になった時の相談窓口としての役割があることについて周知を図る。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和7年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかこがわ西	事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	兵庫県加古川市志方町細工所1086番地 電話：079-452-2097（直通） FAX：079-452-5400（直通）		
併設施設	特別養護老人ホーム鶴林園・養護老人ホーム鶴林園		
センター長	[REDACTED]		
包括的支援事業の 管理者	[REDACTED]	指定介護予防 支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	079-452-0524	対応者 施設職員

【職員体制】

包括的支援 事業	職 名	氏 名	資格取得日
	看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士兼介護予防プランナー	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期集中支援チーム員	[REDACTED]	—
	(兼務)認知症地域支援推進員	[REDACTED]	—
指定介護予 防支援事業	資 格 名	氏 名	常勤換算
	社会福祉士	[REDACTED]	0.5
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	//	[REDACTED]	0.8
	//	[REDACTED]	0.8
	//	[REDACTED]	0.4
	//	[REDACTED]	0.3

令和7年度 地域包括支援センター収支予算報告書 地域包括支援センターかこがわ西					
(1万円未満切り上げ)					
科 目		予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘要
収 入	包括的支援事業委託料	40,410,000		-40,410,000	
	収入 計(C)		0		
科 目		予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘要
支 出	事業費 計	77,540,000	0	-77,540,000	
	包括的事业人件費	39,660,000		-39,660,000	職員給与
	指定介護予防事業人件費	15,840,000		-15,840,000	介護支援専門員給与
	福利厚生費	410,000		-410,000	職員検診等
	会議費	0		0	
	旅費	30,000		-30,000	研修等交通費
	通信運搬費	430,000		-430,000	電話代、携帯代、切手代等
	消耗品費	70,000		-70,000	事務用品 他
	印刷製本費	390,000		-390,000	コピー代、印刷代
	燃料費	380,000		-380,000	ガソリン代
	委託費	20,330,000		-20,330,000	予防プラン外部委託費
	管理費 計	4,040,000	0	-4,040,000	
	什器備品費	0		0	パソコン代 他
	修繕費	0		0	
	光熱水費	890,000		-890,000	
	使用料、賃借料	3,090,000		-3,090,000	車輛リース代等
	保険料	40,000		-40,000	損害補償保険代
	租税公課	20,000		-20,000	印紙代
	雑費	0		0	
	その他	3,020,000		-3,020,000	振込手数料 他
	支出 計(D)	84,600,000	0	-84,600,000	
差引収支(C-D)		0	0	0	

【基本方針】

『高齢になっても障害があっても住みやすい地域づくりに貢献する』

1. 地域包括支援センター（以下「包括」という。）の目的や役割を果たすための専門性、総合性を高める。
 - ①包括の目的、三職種・介護予防プランナーそれぞれの役割や専門性を再確認し、今何が求められているのかを見つめ直す。
 - ②個別事例から地域課題を抽出し、地域の支援体制（支えあい）構築を推進する。
2. 介護サービス事業所と積極的に連携したり、地域住民や団体等との接点をつくることにより、地域課題の解決につなげる。
 - ①地域ケア会議やささえあい協議会等で検討されている地域課題を関係機関と共有し、地域貢献につなげる。
 - ②介護保険制度や認知症、虐待防止等に関する知識や技術を介護サービス事業所や地域住民にフィードバックする。
3. 仕事を通じて得られる充実感や満足感、積極的な意欲が持てる「働きがいのある」職場づくりを行う。
 - ①職員のワークライフバランスを推進し、働きやすい職場環境を整備する。
 - ②職員が自己実現を図れるように、目標設定を行い、定期的な評価とフィードバックを行う。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

1. 総合相談

市内でも特に高齢化が進んでいる地域の担当包括である事を意識し、独居高齢者や高齢者のみの世帯が抱える特有の問題（キーパーソン不在等）や、複合多問題などにも柔軟に対応できるよう、包括職員全員が対応力のレベルアップを図る。引き続き、OJTや自己研鑽（研修会への参加など）を継続する。

また、包括の立場や役割を踏まえた上で、介護支援専門員、成年後見支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活福祉課等、必要に応じて適切な部署と連携し、チームとしての関りを意識できるよう、特に緊急性・困難性の高いケースは複数の職員で対応するとともに、包括内の引継ぎで経過報告し、第三者の視点も取り入れる事で偏りのない適切な支援を行う。

介護保険の利用については、新規要支援利用者を担当できるケアマネジャーがすぐに見つからない状態が継続している。今後も日頃からエリア内やその近隣エリアの居宅介護支援事業所と連携を図り、新規相談しやすい関係を築いていく。

出張介護・福祉なんでも相談会を志方公民館、加古川西公民館で毎月1回実施する。

近年は、広報かこがわやホームページでの広報の影響か、毎回複数の相談がある。

特に予約を受けた時は、予め複数の職員を配置するなど、相談者を待たせない配慮を行うことで、より利用してもらいやすい環境をつくる。

2. 権利擁護

キーパーソン不在の認知症独居高齢者の支援では、本人の意思決定支援を大切にし、必要に応じて早期から成年後見支援センターなどと連携することで、法律職の意見も取り込みながら、過不足なく必要な支援ができるようにする。

自らSOSを発信できない高齢者については、包括職員が日頃から地域の集まり等に参加し、地域住民や民生委員、町内会長と顔の見える関係をつくることで、地域で気になる高齢者を早期に包括に繋いでもらえるようにする。

高齢者虐待防止出前講座をエリア内の各事業所で開催することで、デイやヘルパー、介護支援専門員にも気づきの視点を持ってもらい、高齢者虐待の早期発見につなげる。

認知症出前講座を地域の住民向けに開催する事で、認知症についての正しい知識を広め、認知症高齢者に対する不適切な対応や虐待の予防を図る。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

1. 包括的・継続的ケアマネジメント支援の推進に向けた取組方針

- (1) 総合事業の制度改正後の実態把握と行政へのフィードバック
居宅介護支援事業所への定期巡回を実施し、制度改正後の事業所の運営状況や利用者への影響を把握・分析。分析結果は主任ケアマネ部会を通じて行政へフィードバックし、現場の実態を制度運用に反映させる。
- (2) 総合事業の制度改正に伴うQ&A研修の実施
改正に伴う疑問や不安、現場の声を集約し、行政との協働による「介護保険制度改正Q&A研修会」を6包括合同で開催。制度移行に伴う混乱の最小化と、制度理解の促進を図る。
- (3) 介護支援専門員同士のネットワークと交流機会の構築
昨年度の事前アンケートで得られた課題を集約し考察する事で、ケアマネジメント業務でのストレス（事務作業が多い、業務の範疇を超えての支援や休日対応など）が可視化出来た。今後は、課題解決に向けた効果的な交流会や研修会を企画・開催する。また、介護支援専門員同士が気軽に相談・情報交換できるネットワークを構築しケアマネジメントの質の向上を目指す。
- (4) 支援困難事例への対応と専門職支援
現場で介護支援専門員が直面する困難事例の実態を把握し、課題の本質に迫る支援を実践。ケアマネジャーの力量に応じた伴走型支援を行い、必要に応じて同行訪問や三職種との連携により支援体制を強化する。

2. 自立支援に資するケアマネジメントの推進

- (1) ケアプラン点検への同席と学びの還元
市が実施するケアプラン点検に同席し、自立支援に資するケアプランの作成技術や「支援者支援」の実際についての学びを深める。得られた知見を地域の介護支援専門員へ共有・発信し、現場での支援力向上に繋げる。
- (2) 自立支援マネジメント会議の活用
「自立支援の3本柱（重度化防止、強み、自己決定）」に基づいたケアプラン作成の推進を目的に、自立支援マネジメント会議を開催。介護支援専門員への自立支援型マネジメントの普及啓発を図る。
- (3) 地域住民への自立についての考え方の普及啓発
町内会やサロン等の地域の集まりにおいて介護保険制度の講話や新規利用者からの相談に対して介護保険サービスの利用前に自立支援の考え方を広く伝える事で、効果的なサービス利用や制度の正しい理解と自立支援意識の醸成を図る。

<市内6包括合同 介護支援専門員研修会>

開催月	研修内容	場所
6月	総合事業の仕組みを知ろう！Q&Aから紐解く	SHOWAグループ市民会館
11月	業務の効率化について～ケアマネジャー交流会～	
2月	医療介護連携について	

<かこがわ西エリア内 介護支援専門員研修会>

開催月	研修内容	場所
5月	ケアマネジャー必見！日常生活自立支援事業の効果的な活用法	加古川西公民館
9月	疾患別の看護、自立支援の視点について	オンライン

12月	高齢者虐待対応～事例をもとに考える～	加古川西公民館
2月	薬の効果と副作用について	加古川西公民館

【在宅医療・介護連携】

1. 在宅医療・介護連携研修会を開催

前回の研修会では、ACPの概念や実践方法を介護支援専門員がより深く理解する事、対照的な事例を通じてACP実践の具体的な手法やアプローチを学び現場での実践力を高める事を目的として研修会を開催した。

今年度もACPを軸とした在宅医療・介護連携研修会を企画開催し在宅医療と介護連携の推進を図る。

2. ACPの普及啓発

地域住民（町内会やサロン等）に対して出前講座を開催する。

新規利用者からの相談、包括的・継続的ケアマネジメント支援の過程でACPを実践し普及啓発する。

【生活支援体制整備】

1. 志方町ささえあい協議会

地域での見守り研修会の推進及び移動支援の具体化、移動販売車の誘致をテーマに協議会に参画している。

包括として、具体的な解決策を協議できるよう、地域課題やニーズを発信する。また、成果を共有し改善点を見つけながら柔軟に対応できるよう、協議会メンバーが目標やその達成の為の役割を明確にして、協議会全体で評価する等の仕組みが出来る様に働きかける。

2. 加古川西公民館エリアささえあい協議会

米田町では、住民の見守り意識変容の為、見守り研修会を開催し住民同士の繋がりでの促進、東神吉町では、社会参加が減少した高齢者を対象とした移動支援、拠点（コープこうべ等）に対して移動支援により効率的・効果的なサービス展開、西神吉町では、民生委員だけでなく地域住民、企業、福祉事業所を巻き込んだ見守り啓発活動、地域の集いの場（カフェ等）に参加し相談しやすい環境づくりをテーマに協議会に参画している。

包括として、各地域の協議会等に参画し地域課題やニーズを把握。それら発信し、関係機関や地域住民と連携しながら、地域に根ざした具体的な支援策を展開出来る様に働きかける。

【認知症総合支援】

キーパーソン不在の認知症高齢者の意思決定支援に力を入れているが、「困っていない」と言い支援を受け入れてもらえない事が多い。介護支援専門員や包括が先回りの支援をすることで問題が解決していることも要因であるが、本来必要なサービス受け入れてもらえるよう、日頃から関係づくりや法律職を交えての支援検討会などを積極的に進める。

地域で認知症の方への正しい理解を進めるため、認知症地域支援推進員による認知症出前講座や、認知症サポーター養成講座の開催を福祉関係の事業所だけでなく、サロンや町内会の集まりなどにも積極的に呼びかけ、開催する。

あさがおカフェ（認知症カフェ）、さつきカフェ、まんてんカフェ、その他西神吉会館でのカフェなど地域の活動に積極的に足を運び、地域の方と情報交換したり、顔の見える関係を築く事で、認知症高齢者の早期発見・早期対応につなげるとともに、高齢者と活動をつなぐことで、地域活動の活性化を図る。

地域支援の在り方について地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議を通し周知・理解を深められるよう取り組む。

【地域ケア会議】

1. 個別課題解決型地域ケア会議

身寄りの無い独居や高齢者のみの世帯の支援では、買い物に行けなくなった、入院する事になったが、費用の支払いで銀行に行く人がいない、入所する事になったが保証人がいない等様々な問題がある。

急激に高齢化が進んでいる地域が存在し、地域の理解や対応が追いついていないと感じる。東神吉町では、認知症で徘徊のある高齢者等、複数の高齢者の見守りを行っているが、高齢者の家族等が「監視」と感じてしまうような取り組みになっている地域がある。地域の住民も巻き込み、どのような支援が必要か、地域ケア個別会議を実施する。

2. 自立支援マネジメント会議（6回開催）

(1) 事例提供者との協働体制の構築

会議の目的や趣旨を事例提供者（介護支援専門員）と共有し理解を深める。

自立支援の視点から効果的なケースの選定や、会議で想定される質問への事前確認などを通じて、事例提供者と協働しながら会議の質を高める。

(2) ケアマネジャーへの自立支援マネジメントの普及

自立支援マネジメント会議を通じて、介護支援専門員への自立支援型マネジメントの普及啓発を図ると共に、自立支援の3本柱（重度化防止・強み・自己決定）に基づいたケアプラン作成の推進に繋げていく。

3. 地域ネットワーク会議

認知症についての正しい知識の普及啓発とともに、互いに負担にならない「緩やかな見守り」が必要と思われる。複数の地域ケア個別会議を足掛かりとして、地域の代表者と話し合い、地域づくりにつなげていく。

【一般介護予防事業】

高齢者サロンにおいて、訪問時、その時柄に合った健康講話を行い、参加者への健康意識や介護予防の知識の普及を行う。また、警察や消防等と連携を図り、地域への様々な情報発信の場として、高齢者サロンを活用し、より安心した生活ができるよう支援していく。令和7年度は、民生委員の任期交代の年であり、代表者交代のサロンも出てくるため、サロン運営が円滑に行えるよう支援していく。

高齢者サロンを通し、ACPの普及啓発を行っていく。令和7年度高齢者サロンにおいて、6団体においてACP講話予定（うち3団体はもしバナゲーム）。ACPの講話をきっかけに、家族など自身を取り巻く人達と話し合うきっかけ作りにつなげていく。また、もしバナゲームを通じて、自身の思いを可視化することで自分らしさを再確認できる場づくりにつなげる。

いきいき百歳体操の活動の場を訪問し、包括の役割を周知していく。特に高齢者サロンがない地域において（横山・細工所・永室・南町・しろやま農業研修センター・広尾西・西井ノ口・旭団地・升田・東平津・東山・出河原）は、積極的に訪問していく。

センター広報誌「西からの風」に健康や介護予防に関する記事を掲載し、地域へ幅広く啓発していく。

【家族介護支援】

2か月に1回、介護者のつどいを企画、実施することで、現在介護されている方、介護をする予定のある方の支援を行う。基本的には講義形式で1時間から1時間半程度実施。座談会の機会も取り入れ、参加者の交流を通して参加者同士のつながりの場としていく。また、バス旅行の再開の希望の声が多くあったため、今年度は実施予定。

開催日	開催時間	場 所	内 容
5/15 (木)	14:00~15:30	志方公民館	管理栄養士の健康レシピ

7/10 (木)	14:00～15:30	加古川西公民館	アンガーメント (座談会)
9/11 (木)	14:00～15:30	志方公民館	地域の社会資源紹介
11/6 (木)	日帰り	加古川西公民館	バス旅行 (淡路島方面)
1/8 (木)	14:00～15:30	志方公民館	家族信託・成年後見制度
3/12 (木)	14:00～15:30	加古川西公民館	施設の話

【予防給付】

要支援認定者のケアマネジメントを担うケアマネジャー等が不足しており、認定を受けていてもすぐにサービス利用が出来ない場合があるため、介護認定申請代行の段階から十分な説明を行っていく。また、要支援者に対する訪問型サービス（総合事業）についても従来型サービス事業所のヘルパー不足が深刻化してきており、今後サービス提供に支障が出てくることが危惧されるため、包括内の介護予防プランナーや居宅介護支援事業所と連携して実態を把握すると共に行政に実情を報告していく。総合事業の緩和型サービスへの移行についても市の動向を把握しながら適切な情報提供が行えるようにしていきたい。